



NEWS LETTER



NO

39

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp ホームページ: <http://okayama-con.ne> 2017年4月発行

貸衣装京呉服好一(株)から振袖レンタル規約の改定を行ったことへの回答がありました。

京呉服好一(株)に対して、同社が使用していたレンタル利用規約について、当該規約には以下の点で問題があると考えられたことから、当該条項の使用差し止め等を求め、差し止め請求書を送付しました。

【問題があると考えた条項】

- ①キャンセル料について「平均的損害」を超えるものとして消費者契約法9条1号に反し、無効であること、
- ②延滞金について、著しく高額な違約金を請求するものであり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり法10条に反し、無効であること、
- ③オーダーレンタル契約は、取り消しはお申し込み後3日以降はできない条項は、消費者の利益を一方的に害するもので、本件条項は、法第10条に反し、無効であること、

その結果、京呉服好一(株)から、以下のとおり、レンタル規約の改定を行ったことへの回答がありました。

今後は、同社から回答のあった改定後のレンタル規約についても、消費者契約法上の問題がないのかなど消費者にとって不利益な条項がないのかという観点から引き続き検討する予定としています。

検討委員会委員 弁護士 片岡 靖隆

旧規約 抜粋	改定後 抜粋
<p>☆連絡無きご返却の遅れは1日に付き契約金の10%を延滞金として頂きます。(上記①)</p> <p>☆お仕立て上がりのレンタルについて(上記②) お申し込み後のご予約の取り消しの場合は、下記の料金をキャンセル料として申し受けます。</p> <p>1. お申し込み後3日以内の取り消し・・・20% 2. お申し込み後30日以内の取り消し・・・30% 3. 着用予定日前1ヶ月の取り消し・・・50% 4. 着用予定日1週間以内の取り消し・・・100% 5. 前撮り着用後の取り消し・・・80%</p> <p>☆オーダーレンタルの取り消しはお申し込み後3日以降はできません。(上記③)</p>	<p><貸出について></p> <p>③返却期間を超えての返却については、延滞料を別途頂く場合がございます。</p> <p><キャンセル料について> お申し込み後のご予約の取り消しの場合は、下記のキャンセル料として申し受けます。</p> <p>①申し込み後8日から30日の取り消し 10% ②申し込み後30日後から成人式当日30日前 20% ③成人式当日30日前から成人式当日1週間前 50% ④成人式当日より1週間前 100% ⑤前撮りを撮影後 100%</p>

がんの免疫療法を行っている花園クリニックに対して、12月27日に再申入れを行いました。

9月23日にがんの免疫療法を行っている花園クリニックに対して、治療費不返還条項についてその使用を中止すること、又は、当該条項を消費者契約法9条1号に反しない適正な内容とすることを求めて申入れを行いました。回答がなく、12月27日に再申入れを行いました。

第22回適格消費者団体連絡協議会が30団体の参加で開催

3月4日5日の2日間名古屋国際会議場にて、14の適格消費者団体と適格をめざす16団体、合計30団体99名が参加して、第22回適格消費者団体連絡協議会が開催されました。

最初に消費者被害防止ネットワーク東海(C ネット東海)の杉浦理事長より、全体で99名の参加となり、地方での開催では最高の人数となったこと、当ネットでの訴訟は1件あり、ジャニーズ事務所に対する申入れで一躍全国に名前が知られたことにふれ、挨拶が行なわれました。

消費者庁報告 消費者庁消費者制度課政策企画専門官 小田 典靖氏から、「国民生活センター法等の一部を改正する法律案の概要」について説明が行なわれました。

特定適格消費者団体の被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保の検討結果として ①国民生活センターが立担保できるようにし、団体の正味財産程度を上限に考えていること ②適格消費者団体の認定期間を3年から6年にし、年度報告はこれまで通り同様とする。2017年10月1日以降に認定された団体は6年となり、法律施行後から更新された団体は6年となる。 ③特定適格消費者団体と国民生活センター、その他(全国の適格消費者団体が含まれる)の関係者との連携を図るための整備について説明されました。



H29.1.24 クロレラ訴訟最高裁判決について 京都

「クロレラには免疫力を整え細胞の働きを活発にするなどの効用がある旨の記載や、クロレラを摂取することにより高血圧、腰痛、糖尿病等の様々な疾病が快復した旨の体験談」などの記載があるチラシを、新聞に折り込んで配布した件について、大阪高裁では、不特定多数の消費者に向けた新聞折込チラシは一律に「勧誘」要件を満たさないと判断されました。

今回、最高裁では、「事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが消費者契約法12条1項及び2項にいう「勧誘」に当たらないということはいくつかの理由がある」との判決が下され、内容によりチラシ広告も「勧誘」に当たることが報告されました。

また、今後の「勧誘」をめぐる論点として、当該チラシ・表示等に商品名等が存在しない場合、第三者が介在する場合、「重要事項」に該当しない事項の表示、広告等の記載と意思形成との因果関係について、説明されました。

冠婚葬祭互助会の解約金 福岡

高裁判決で平均的損害に含まれる費用として、「会員募集に必要な人件費、営業用建物の使用に要する費用の7割、会員管理のために必要な人件費、前受金の保全に要する費用、パンフレット作成費用、月掛金の集金に要する費用、会報誌の企画、製作、印刷に要する費用」となっており、1審判決と比べて高くなったことの報告が行なわれました。上告不受理となり、セレマ事件の判断と今回の判断で2つの判断が存在する結果となりました。

結婚式場の解約金の事案 京都

結婚式場の解約に関して、トラブルが多く金額が大きい事案となっている。式の内容については3か月前から具体化していくことから、91日以前の解約における「逸失利益」は含まれないとの主張をするも認められなかった。平均的損害の算定方法として、解約に伴う逸失利益から、再販売により填補される利益及び解約により支出を免れる経費を控除することにより算定される。立証責任はこちら側にあるのに、資料が提出されない。提出されてもエクセル程度となり、利益率が高いため厳しいものとなった。貸衣装についても被告がまったく資料をださないで主張をし、エクセル資料のみで裏付ける資料が出てこない事例など立証責任、業界平均、資料提出命令等の課題について報告されました。

「お試しを装った定期購入サイト」の事案 京都

お試し価格表示の差止請求を行った事案について、インターネットの広告で、「おためし価格」での案内が行なわれ、「参加する」をクリックすると、定期的な契約になってしまい、誤認させているものとして申入れを行った。結果事業者がホームページを変更し、表示も大きくなるなどの改善が行なわれた。しかし引き続き問題点があり、継続して対応していくことが報告されました。

ジャニーズFC申入れと反響について 東海

消費生活センターからの情報提供があり、規約の一方的な変更、年会費の不返還などに関して申入れを行い規約内容の一部変更が行なわれた。ツイッターで拡がりマスコミ取材が殺到、ホームページが3度ダウンするなどの状況となった。取材上の注意やSNSの活用、アクセス集中への対応等教訓が説明されました。

全国消団連より消費者被害防止救済基金(仮称)設立準備状況として、基金を運営するための組織について、年間65万程度の運営費を想定しており、用途が立ったこと、基金として毎年300万程度を寄付できるようにすることなどの説明が行なわれました。

消費者機構日本(COJ)が特定適格消費者団体として認定を受ける

消費者裁判手続特例法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者機構日本」が、特定適格消費者団体として12月27日に認定されました。消費者裁判手続特例法に基づく被害回復の制度の担い手が誕生し、制度の実質的な運用がスタートすることになります。これまで消費者被害では同種被害が多発した事例について、訴訟による被害回復は困難となっていました。特定適格消費者団体の活動により、消費者被害の救済が図られることが期待されます。

地方消費者行政の恒久的な財源措置等に関する要望書を提出

消費者ネットおかやまでは、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために次のことを要望し、要望書として提出しました。

○要望の主旨

- (1) 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を行うこと。
- (2) 少なくとも、新規事業が実施期限を2017年度まで、また、実施事業の期限を5年から9年と制限している現在の要綱等を改め、措置を継続、拡充すること。
- (3) 地方行政において消費者行政がしっかりと根付くように、核となる地方消費者行政の担当課を育成して、担当者を配置するような政策、施策を国において行うこと。

2016年度消費生活サポーター講座が終了 475名の受講者となる

岡山県から受託をしている消費生活サポーター講座が終了しました。2016年度は20会場475名の受講者となり、5年間で3,193名のサポーターを養成しました。

講師も当ネットの専門家を中心に行いました。

受講した方々から「日頃のお付き合いの中で気づいてあげる、小さなことでも相談する、寄り添うことの大切さを学んだ。」「高齢者を守るには、日頃の地域におけるコミュニティが大切だと思う。」「一人で防ぐのではなく、地域での『目配り、気配り』が大事なことを学んだ。民生委員活動と同時進行だ!」など感想が寄せられ、地域での見守りを進めていくサポーターとしての役割や対応、行政や消費生活センターへ「つなぐ」ことなど学ぶ場となりました。



講演

広告を見る目を養おう！

～事例でわかる問題表示～

インターネット・テレビ・新聞・雑誌・ラジオ.... 私たちは1日の中で、たくさんの広告に触れています。「あれ?おかしいな」「これ本当かな」と思ったこともあると思います。また、ついつい〇〇セールや〇〇%OFFの広告に飛びつくこともあります。

あらためて事例を見ながら、広告を見る目を養いましょう。

日時 **6月3日** (土) 14時40分～16時35分

会場 **おかやま西川原プラザ** 2階会議室 A

岡山市中区西川原 255 番地 駐車場あり

※JR 山陽本線、赤穂線 西川原・就実駅下車 北出口

主催 消費者ネットおかやま・県消費者団体連絡協議会

共催 岡山県

予定 14:40 開会 消費生活相談の状況について

15:00 講演 「広告を見る目を養おう」

16:35 閉会

講師 公益社団法人 日本広告審査機構
(JARO) 関西事務所 武田 典子氏

プロフィール 消費生活アドバイザー

1998年(平成10年)公益社団法人日本広告審査機構事務局に入局。主な業務として、消費者からの広告に関する苦情・相談の受付や事業者からの事前の相談、広告・表示に関する講演を担当。



消費者庁イラスト集より

申込 消費者ネットおかやま 締切 5月30日

電話 086-230-1316

FAX番号 086-230-1317

メール npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2017年4月3日

会員 各位

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 (公印省略)

第10回通常総会開催通知

日頃より当ネットの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

NPO 法人消費者ネットおかやまは、定款第22条により、第10回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 2017年6月3日(土) 13時20分～14時20分 (受付13時～)

2. 場所 おかやま西川原プラザ 岡山市中区西川原255番地 駐車場あり
岡山駅から山陽本線、赤穂線にて4分程度 最初の駅「西川原・就実駅」前

3. 総会の主たる審議事項

第1号議案 2016年度事業報告承認の件 第2号議案 2016年度決算承認の件

報告事項 2017年度事業計画 2017年度収支予算

*定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。

第3号議案 役員選任の件 第4号議案 定款変更の件 第5号議案 議案決議効力発生に関する件

4. 役員選任

定款第12条により、今回の定数について、現在と同数として理事定数13名、監事定数3名とすること、役員推薦規程第2条1項 団体推薦として、定数理事4名、監事2名とし、理事会が決める団体会員毎の推薦人数枠について、県JA女性協・理事1名、県労福協・監事1名、おかやまコープ・理事1名、監事1名、岡山大学生協・理事1名、岡山医療生協・理事1名とする。理事個人推薦枠は9名、監事個人推薦枠1名とすることが第5回理事会で議決された。

推薦期間は、4月3日より5月1日 事務局へ推薦用紙を提出。